

平成31年4月24日

平成31年第4回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成31年4月24日玉川村役場北庁舎1階会議室に於いて第4回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行
7番 小針 金之

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、渡邊職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

9番 草野 陽子 11番 関根 春雄

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 事務局より説明がありましたが、議案第11号番号1の調査結果について、調査員の小針金之委員より報告をお願いいたします。

◎ 7番委員 議案第11号番号1について、調査報告させていただきます。

(小針 金之) 4月16日、事務局2名、吉田今朝雄推進委員とともに現地確認をいたしました。

申請地は、川辺字和尚平■■■番で地目は畑であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■■さんは、自宅から近距離にある当該農地を取得して、農業経営の拡大を図りたいと考えており、譲渡人の■■■ ■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致した事から今回、所有権の移転に向けた農地法第3条の申請になったとの事です。

譲受人の耕作する面積は下限面積である30aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。

さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事であり、転貸の有無についても本人からの聴取から問題ないものと思われまふ。両人とも承知しており特に問題はありませぬ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いしませぬ。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 私、この辺を見てきたのですが、畑がなかったように思いましたが、現況はどうなっているのでしょうか。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 譲受人の■■■■さんは、譲渡人から畑を買う時には元々畑でしたが、現在は、なが小屋がある状態です。その土地の脇は■■■■さんの作業所があり、隣にある今回申請地に、なが小屋を作りたいという話になったとの事です。
- ◎ 議 長 その他ありませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 11 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 11 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
- 次に、議案第 11 号番号 2 の調査結果について、調査員の関根春雄委員より報告をお願いいたします。
- ◎ 11 番委員 (関根 春雄) 4 月 16 日、私と関根恵二委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、吉字古金塚■■番、■■番■■、■■番■■、■■番■■、■■番■■、沢向■■番、■■番、天王前■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、中下■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、中平■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、宮作■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、宮ノ前■■番■■、■■番■■、■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■で、地目は田 15 筆、畑 20 筆の合計 35 筆で有ります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。
- 現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。譲渡人の■■■■さんは、元々農業経営をしていましたが、事情により数年前から農業に従事する事が困難になりました。
- 長男である譲受人の■■■■さんは、妻と共に農業経営を既に引き継いでおり、今回正式に生前贈与となる所有権の移転に向けた農地法第 3 条の申請になったとの事で有ります。
- 譲受人は親からも頼りにされており、親の農業経営を継承するもので現状の変更はありません。また、地域との調和要件についても今まで通り地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。
- 兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見や

ご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 私も親が 60 歳になった時に、生前贈与を受けた事があるのですが、■■■さんは 69 歳ですが、農業者年金はもらっているのでしょうか。
- ◎ 事務局 ■■■さんは、農業者年金の経営移譲年金はもらっていないため、手続き上は特に問題ありません。
ちなみに、■■■さんは昨年農業者年金加入の手続きをしております。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 生前贈与をやらなくても、将来的には相続になるわけなのでその辺はどうなのでしょう。
- ◎ 事務局 ■■■さんは、青年就農の補助金を受けているため、何年か後に親から生前贈与を受けなければいけないという要件があり、今回手続きするものであります。
- ◎ 議長 その他ありませんか。
(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 11 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 11 号番号 2 については、原案どおり可決されました。
次に、議案第 11 号番号 3 及び番号 4 についてですが、土地の等価交換でございますので、一括審議といたしますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 それでは議案第 11 号番号 3 及び番号 4 の調査結果について、調査員の石森博信委員より報告願います。
- ◎ 2 番委員 (石森 博信) 議案第 11 号番号 3 及び番号 4 につきましては、土地の等価交換でございますので、一括して調査結果を報告いたします。
4 月 16 日、石森三男推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。
申請地は、山小屋字銅屋久保■■■番及び水内■■■番であります。
場所は議案書を参照していただきたいと思えます。
現地確認後、申請者である■■■■さんと■■■■さんに話を伺いました。
今回の申請は、■■■■さんが農地の集積を行い、現在所有している農地と一体として利用し、利便性を図りたいと考え、■■■■さんに相談をしたところ、快諾を得たので、所有権の移転による等価交換での農地法第 3 条の申請になったとのこと。

両人が所有する農地面積は、下限面積の 10a を超えており、農業従事日数も条件を満たしているため、特に問題は無いものと思われます。

また、地域との調和要件についても今まで通り地域の取り組みに協力・調整を行うとの事であります。

両人とも承知しており何ら問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議を宜しくお願いいたします。

- ◎ 議 長 　ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 11 号番号 3 及び番号 4 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 　異議なしと認め、議案第 11 号番号 3 及び番号 4 については、原案どおり可決されました。

次に議案第 12 号非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 　ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 　地理的にはわかりませんが、吉地区の中でも中心となる土地ですよ。集会所の近くでしたよね。
(角田 守之)

- ◎ 11 番委員 　公民館の裏側ですが、現在は山のようになっておりますが昔は農地でした。
(関根 春雄)

- ◎ 7 番委員 　今回、非農地として挙がってきている方々で、現在、農業をしているのは何名位なのでしょうか。
(小針 金之)

- ◎ 事務局 　ほんの数名しかおりませんが、この農地に行くまでの道もなく、歩きようのない場所でありました。

- ◎ 議 長 　その他ありませんか。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 12 号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第 13 号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 13 号番号 1 の調査員の関根恵二委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 5 番委員 (関根 恵二) 議案第 13 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
4 月 16 日、草野陽子委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いました。
申請地は、南須釜字小半弓■■番■で地目は田であります。場所は議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項に定められているとおり、同法第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第 2 項第 1 号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、当該農地に隣接する土地へ住宅を建築する計画をしておりますが、本件申請者は、当該農地に隣接する土地へ住宅を建築する計画をしておりますが、住宅への進入道路となる適当な土地を探しておりました。

この土地以外に、進入道路として候補となる土地がないこと、住宅建築するにあたって、計画面積が必要最低限の面積であることから、当該申請地以外では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第 2 項第 2 号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は、村道に隣接した農地ではありますが、周りは山林に囲まれ、農地の集団性や農作業の効率化に影響がないと思われま

す。次に、同条第 2 項第 3 号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第 2 号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われま

す。次に、同条第 2 項第 4 号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等も行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われま

す。次に、同条第 2 項第 5 号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第 10 条第 3 項第 2 号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に

適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 7 番委員 新築する際、道路確保のための申請ですね。
(小針 金之)

◎ 事務局 そうです。実際は既に道路は出来ており、顛末案件となるものです。これから家を建てようと思ったら、現在ある道路が農地であり、しかも農振に入っていたということで、まずは農振の除外をするものです。

◎ 議 長 その他ございますか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 13 号番号 1 を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 13 号番号 1 は原案のとおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

◎ 事務局 次回の総会は平成 31 年 5 月 24 日の金曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村役場北庁舎 1 階会議室を予定しております。

2 農業委員会の適正な事務実施について

◎ 事務局 資料に基づき説明。

3 福島県農業会議行事予定

◎ 事務局 資料に基づき説明。

4 玉川村農業委員会の今後の予定

◎ 事務局 資料に基づき説明。

7 閉 会 須藤職務代理者